

2020年3月19日

各位

株式会社 北陸銀行

「暦年贈与型信託」を4月1日から新たに取扱開始します ～資産承継ニーズに“より広く”お応えします～

北陸銀行（頭取 庵 栄伸）は、2020年4月1日（水）より、信託業務において「暦年贈与型信託」を新たに取り扱い開始いたしますので、お知らせします。なお、「暦年贈与型信託」の取扱いは、北陸三県に本店を置く地方銀行で初めてとなります。

1. 取組背景

高齢化が進む中で、お客さまの資産承継ニーズにお応えするため、2019年4月に信託業務の取り扱いを開始し、おかげさまで本年2月末までに約3,200件のご相談を頂戴しております。

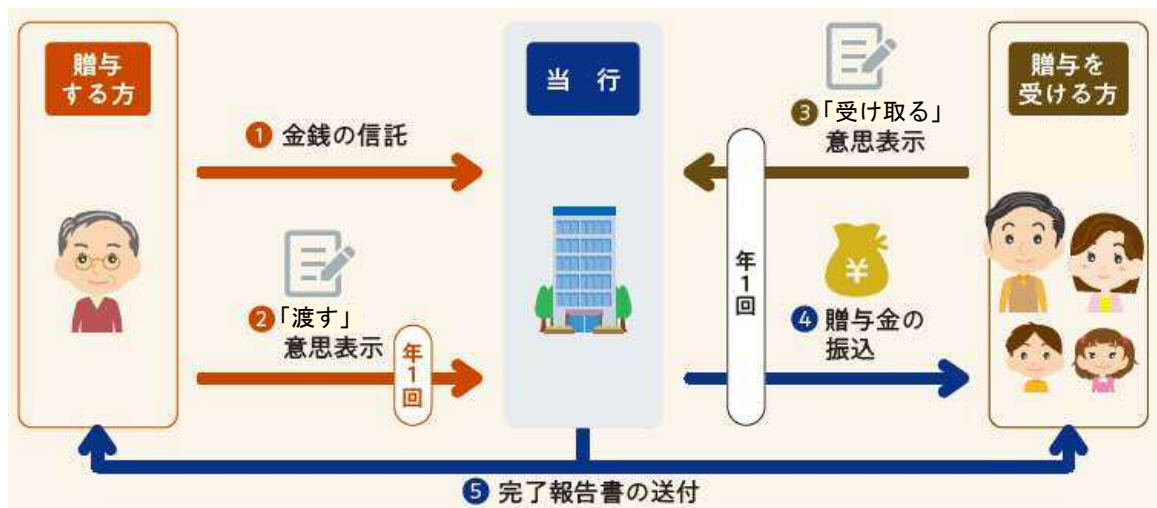
相談内容を分析しましたところ、相続発生後だけでなく、ご自身がお元気なうちから大切なご家族に贈与していきたいとされるお客さまが多く、さらに「毎年の贈与を忘れない方法」を求められたり、「毎年、贈与契約書の作成が面倒」と思われたりする傾向がございました。

このようなニーズを踏まえ、お客さまの生前贈与を安心サポートする商品として、「暦年贈与型信託」の取り扱いを開始することといたしました。

2. 暦年贈与型信託の商品概要

お客さまから信託されたご資金を、当行が毎年、贈与する方と贈与を受ける方の意思確認を行うことで、毎年の贈与契約書の作成や振込手続き等の面倒な手続きなく、生前贈与を行うことができる商品です。

（1）商品の仕組み



（2）商品の主な特徴

- ① 毎年、当行が贈与のご意向をお伺いしますので、毎年忘れずに贈与を行うことができます。
- ② 相続人だけでなく、3親等以内のご親族さまに贈与することができます。
- ③ 毎年の贈与取引の記録が残るので、安心して贈与することができます。
- ④ 贈与契約書の作成や資金の振込などの面倒なお手続きは不要です。

(3) 商品概要

信託金額	500 万円以上（上限なし・1 万円単位）
信託期間	5 年以上 30 年以内（1 年単位）
贈与を受ける方のご指定	贈与する方は、本商品のお申込時に、3 親等以内のご親族さま（国内に居住している方）から原則 9 名までご指定できます。
贈与手続き	<ul style="list-style-type: none">・ 年 1 回、贈与手続きを行うことができます。・ 贈与する方のご希望に応じて、当行所定の手続きにより、贈与を受ける方の当行普通預金口座にご指定の金額を振り込みます。
信託報酬	<p>【設定時報酬】 信託契約時に、信託財産の 1.65%（税込）を別途いただきます。</p> <p>【運用報酬】 <ul style="list-style-type: none">・ 原則年 1 回、運用収益の中からいただきます。・ 本信託の運用収益から予定配当額等を差し引いた金額（信託財産の元本部分に対し上限年 8.0%から下限年 0.001%の範囲内）となります。</p> <p>【その他の手数料】 <ul style="list-style-type: none">・ 当行がやむを得ない事情があると認めた場合を除いて中途解約はできません。・ 信託された金銭を贈与を受ける方に振込する際の振込手数料はいただきません。</p>

3. 取扱店舗

全営業店

4. 取扱開始予定日

2020 年 4 月 1 日（水）

5. 該当する SDGs の目標



SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019 年 4 月に「SDG s 宣言」を表明しました。

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >
株式会社北陸銀行 リテール推進部リテール企画グループ(信託チーム)
TEL 076-423-7111(代)

【ご参考①】北陸銀行の信託業務について

当行では、2019年4月1日より信託業務の取り扱いを開始し、銀行本体のサービスとして下記のラインナップで、お客さまの資産承継ニーズにお応えしております。

遺言代用信託

お客さまから金銭の信託を受け、相続発生時にあらかじめ指定した相続人に、速やかに財産をお渡しする商品です。
葬儀費用など、相続発生時にすぐに必要な資金に備えることができます。

遺言信託

遺言書の作成から保管、将来発生する相続手続きまでトータルでサポートさせていただきます。
財産全体の配分を指定し、将来の相続手続きの負担を軽減することができます。

遺産整理業務

相続発生後に、相続人の皆さまからの委任を受け、相続手続きを代行させていただきます。
遺された相続人の皆さまの相続手続きの負担を軽減することができます。

NEW

暦年贈与型 信託

お客さまから金銭の信託を受け、毎年、贈与する方と贈与を受ける方の意思確認を行うことで、毎年の贈与契約書の作成や振込手続き等の面倒な手続きなく、生前贈与を行うことができる商品です。

【ご参考②】生前贈与とは

(1) 生前贈与とは、ご存命中にご自身の財産を無償で他の人に渡すことをいいます。



(2) 生前贈与のメリットとして以下のことが挙げられます。

- ① ご自身で「いつ・誰に・いくら」贈与するかを決めることができます。
- ② 贈与を受ける方に贈与税の支払いが生じますが、贈与を受ける方【1人あたり110万円】までは贈与税がかかりません。

※贈与税は、1月1日から12月31日までの間に贈与により取得した財産の合計額に対し課税されます。ただし、110万円以下であれば、贈与税の申告は不要です。

③ 生前贈与により相続財産が減少し、相続税の負担を軽減できる場合があります。

(3) ただし、生前贈与を活用する際には、以下の点に注意が必要です。

- ① 贈与が成立するには、渡す方と受け取る方の意思表示が必要です。勝手に、子・孫の口座に振り込んだだけでは贈与とはなりません。
- ② 口座名義は子・孫であっても、実際は、親（祖父母）がその口座を開き、通帳・印鑑などを管理している場合、名義預金として親（祖父母）の財産と認定されるおそれがあります。
- ③ 贈与契約書がない場合、後日、贈与の事実を証明できず贈与がなかったものとされ、相続財産に加算されてしまうおそれがあります。

以上